

会議名 平成28年度茨城県入札監視委員会第3回定例会議

日時 平成29年2月16日(木)

9:56~13:13

場所 県庁20階

土木部会議室

○委員

それでは、審議ナンバーの1番目、一般競争入札部分からですね。海岸堤防の嵩上げ工事ということで、発注機関の×××さんのほうからご説明をお願いします。

○説明者

それでは、ご説明をさせていただきます。1件目の案件でございます××課で発注いたしました海岸堤防嵩上げ工事について、審議案説明書に基づきましてご説明を申し上げます。

1ページをお開きください。

入札方式につきましては、総合評価方式による一般競争入札でございます。工事名は、国補××第×××号でございます。海岸堤防嵩上げ工事という名称になります。工事種別は土木一式工事でございます。

工事場所は、22ページをお開きいただければと思います。工事場所は、説明のほうの位置図にございますけれども、丸で囲ってあります××海岸、×××地先でございます。

本工事は、東日本大震災の復興事業として、背後地に住宅地や幹線道路を控えた特に緊急性の高い箇所でございます。我々のほうでは、重点整備箇所という位置づけをさせていただいております。この重点整備箇所について、堤防や護岸の整備を行い、L1津波や高潮、波浪から県民の生命と財産を守るための工事でございます。

済みません、1ページに戻っていただきまして、工事概要でございますけれども、海岸堤防嵩上げ工事は、延長、L=840.1メートル、本体工V=2,462立米、天端被覆工、V=224立米、階段工N=3箇所、坂路工N=1箇所でございます。

次に、入札参加資格でございます。

まず、本工事は、起工額2億円を超えておりますことから、茨城県特定建設工事共同企業体入札参加資格審議要項に基づき、特定建設工事共同企業体、いわゆる特定JVとしております。

次に、代表構成員でございますが、1といたしまして、県内に建設業法に基づく主たる営業所(本店)があり、平成27・28年度茨城県建設工事入札参加資格者名簿に登載された土木一式工事の格付がS等級であること。また、2としまして、茨城県内において過去10年以内に、同種または類似工事を元請として施工した実績があることとしております。

同種工事、類似工事につきましては、その1ページに書かせていただいておりますので、海岸構造物工事、類似につきましては、河川における築堤または護岸工事という条件とさせていただきます。

次に、代表構成員以外でございますけれども、×××管内または×××管内に建設業法に基づく主たる営業所または本店があり、入札参加資格者名簿に登載された土木一式工事の格付がSまたはA等級であることとしております。

また、入札参加資格設定の経緯及び理由でございますけれども、本工事は、津波、高潮

対策として、海岸堤防の嵩上げを実施する工事であり、速やかな復興のため、効率的な施工管理や海岸利用者への配慮が求められる工事であることから、安全、工程、施工品質を確保するため、企業の実績や技術力など、価格以外の要素を含めて落札者を決定する総合評価方式の一般競争入札として執行いたしました。

この資格要件による応札可能業者数は、代表構成員で76者、代表構成員以外で74者でございました。

次に、入札の経緯及び結果でございます。

平成27年12月25日に公示を行ったところ、六つのJVから入札参加資格確認申請が出されまして、参加資格を確認した結果、六つのJV全て参加資格者ありと確認されております。

入札結果につきましては、3ページを見ていただければと思います。

入札価格と価格以外の評価を総合的に評価し、評価値の一番高いものを落札者としております。その結果、評価値の第1位である×××と契約をいたしました。予定価格は3億1,941万円、これに対しまして、入札金額は税抜き3億700万、落札率が96.1%、評価点が111点。これらを総合的に評価した評価値が3.615となっております。なお、各評価内容については、20ページの記載のとおりでございます。

次に、21ページをごらんいただければと思います。変更契約の内容についてご説明をさせていただきます。

本工事の変更は、平成28年2月の公共工事設計労務単価の特例措置に基づく、労務単価差額分についての変更ということで、技能労働者への適切な賃金水準を確保するため、国の特例措置に準じ適用しております。それに伴い、税込みで765万7,200円の増額変更をしたものです。なお、本工事はことしの3月完成予定ですので、工事成績評定結果は、まだございません。

以上、簡単ではございますけれども、審議事案の説明とさせていただきます。ご審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

○委員

ありがとうございます。ただいまのご説明につきまして、委員の皆様からご質問、ご意見ありましたら、どうぞお願いします。

○委員

変更契約内容のところ、変更の理由が28年2月の公共工事設計労務単価の特例措置に基づくという変更理由になっているんですが、契約年月日は28年の5月30日で、それより前の特例措置というのは考慮されてはいなかったんですか。

○説明者

28年2月に特例措置が出されておりました、契約したのは27年。

○委員

そうか、ごめんなさい。その本体の契約は27年。

○委員

28年5月というのは、この契約変更の契約。

○説明者

そうですね。

○委員

済みません。じゃあ、わかりました。27年の何月か。

○説明者

公告したのが、27年の12月でして、契約したのは28年の3月。

○委員

なるほど。

○説明者

契約した時期は、もうその契約公告期間の中で、業務のこのスライドが発生いたしましたので、それを受けてという形になります。

○委員

なるほど。

○委員

今のかかわるか、4ページの、やっぱりこの工期が今27年度ということで、契約したのは3月ですよ。基本的には、もう次の年度にかかわってくるって、今はもう3月まで、最終的には工期に、実際はそうになっているだけですか。

○説明者

そうです。

○委員

わかりました。そうすると、やっぱりかなり急いで3月にやる必要があったのか、かなり急いでおったんでしょう。次年度というか、その前のね。

○説明者

まず一つは、27年度予算であるということと、その工事の設計が完成した部分が、その年度内で12月以前ぎりぎりになったということでもありますね。それで発注に向けて、やはり夏シーズンも、海岸線ですので、工事がなかなか着手できない部分もございまして、なるべく早い着工を進めていくと。

○委員

ということで、そうだったんですね。だったら、分割してやるとか、そういった部分も考えなかった。全体やるべきだった。

○説明者

海岸線でございますので、直接的にいうと、何カ所からか分割してできる箇所であればいいんですけども、どうしてもやっぱり片押しの部分もございまして、そういったことを考えて工事を行っていくというふうに。

○委員

ほか何か。

○委員

先ほどの変更理由のお話で、その労務単価の特例措置という話なんですけど、これはこの工事だけではなくて、全てに適用されるという形なんですか。

○説明者

はい。発注して、公告期間中に、1月28日付ですので2月1日以降に契約を行うものについてはという文書が出まして、それに基づいていますので、公告して契約のまでの間の

期間にそういった労務単価の変動もございましたので対応したと。ですから、同じものであれば、やはり公告しておいて、契約期間内にその変動が発生したものについては、変更しているという状況です。

○委員

わかりました。

○説明者

近年、労務単価の高騰という話が出ておりますので、これに対応する、適正な価格を対応するというところでございます。

○委員

わかりました。

○委員

ほかになければ、これまでにしたいと思います。

では、きょうの結果を踏まえて、また今後に生かしていただければと思います。

○説明者

ありがとうございました。

○水口委員長

では、2番目の案件ですが、次期処分場仮岸壁築造工事ということで、発注機関の土木部・港湾課さんのほうからご説明をお願いいたします。

○説明者

それでは、2件目の案件、××課で発注いたしました×××仮岸壁築造工事につきまして、審議事案説明書に基づきましてご説明申し上げます。

1ページをごらん願います。

入札方式につきましては、総合評価方式による一般競争入札でございます。工事名は、県単××第×××号と、県単××第×××号の合併でございます。×××仮岸壁築造工事のその2でございます。工事種別は、土木一式工事で、工事場所は、×××地先でございます。25ページに位置図をつけてございますので、あわせてごらん願います。

今回の工事の背景でございますが、現在、×××におきましては、×××発電所、位置図の左側の煙突がある施設でございますけれども、ここから排出される石炭灰を受けております現在の処分場が、あと数年のうちに満杯になる見込みとなっておりますことから、現処分場に隣接箇所に×××からの負担金によりまして、新たな石炭灰処分場整備を行っております。位置図の次期処分場の下側のところですね。隣接する箇所が現処分場となっております。

本工事は、この×××整備のための資材積み出しに使用する仮岸壁を整備するものでございます。通常は、工事用の資材積み出しにつきましては、公共岸壁を使用しておりますけれども、本事業全体で830億という非常に大規模な事業となっております。公共岸壁を数年間占有してしまうということになりますため、通常の港湾の経済活動に支障が出ないよう、専用の岸壁を整備するというものでございます。なお、この仮岸壁につきましては、次期処分場が完成した後には撤去する予定となっております。

1ページに戻っていただきまして、工事の概要でございますけれども、仮岸壁築造工事、延長が60メートルでございます。基礎工といたしまして、ボリュームが540立方メートル、

本土工、これブロック式でございますけれども、73個、上部コンクリート工といたしまして、ボリュームが213立方メートル、裏込工といたしまして4,564立方メートルでございます。

次に、入札参加資格でございますが、本工事は、2者の特定建設工事共同企業体、以下JVといたしますが、この工事として発注をしております。まず、代表構成員についてでございますが、1点目が、予定価格が3億円以上の工事ですので、平成25・26年度茨城県建設工事入札参加資格者名簿に登載されております土木一式工事の格付がS等級であることとしております。また、海上作業を伴う難易度の高い工事でありまして、工程を遵守して施工する必要もありますため、一定の規模以上の企業を選定することといたしまして、総合点数が1,200点以上としております。

2点目ですが、国内の港湾等で過去15カ年度に海上からの護岸、岸壁、防波堤、防砂堤工事を元請として施工した実績があること、3点目が、基準を満たす主任技術者または監理技術者を専任で配置できること、4点目が、県内に建設業法に基づく本店または支店があること、これに加えまして、ちょっと資料から漏れてしまっておりますけれども、5点目といたしまして、土木一式工事について特定建設業の許可を受けていることとしております。

次に、代表構成員以外の構成員でございますけれども、1点目が、県内に本店があり、かつ平成25・26年度茨城県建設工事入札参加資格者名簿に登載された土木一式工事の格付がSまたはA等級であること、2点目が、県内の港湾等で過去15カ年度に土木工事を元請として施工した実績があること、3点目が、基準を満たす主任技術者または監理技術者を専任で配置できること、4点目が、土木一式工事について特定建設業の許可を受けていることとしております。

また、本工事は、次期処分場整備のための仮岸壁の工事でございますので、波浪等の海上気象を十分に理解した上で、工事の安全、工程、品質を確保する必要がございますので、企業の実績や技術力など、価格以外の要素を含めて落札者を決定する総合評価方式の一般競争入札として施行しております。

なお、仮岸壁は2バース、2カ所を整備してありまして、工区が近接しており、同一工種の工事を行いますことから、もう一本の工事と取りおきとして発注しております。この資格要件によりまして、応札可能業者は代表構成員が35者、代表構成員以外が36者ございました。

総合評価方式の評価項目、評価基準につきましては、19ページから20ページに記載のとおりでございます。

次に、入札の経緯及び結果でございます。

平成27年4月21日公告を行ったところ、六つの共同企業体、以下JVと言わしていただきますけれども、こちらから入札参加資格の確認申請がございまして、参加資格を確認したところ、6JV全ての参加資格があるというふうに確認されております。

同年6月17日に開札を行った結果、参加資格が確認された6JVより、1JVは取りおきにより無効となっておりますので、結果として5JVによる入札となっております。

入札結果につきましては、3ページをごらん願います。

入札価格と価格以外の評価を総合的に評価して、評価値の一番高いものを落札者として

おります。その結果、評価値の第一位である×××と契約を行っております。予定価格は税抜き2億9,620万、これに対しまして、入札金額は税抜きで2億8,130万円で、評価点が111.8点、これらを総合的に評価した評価値が3.974となっております。なお、各評価内容につきましては22ページに記載されているとおりです。

次に、変更契約の内容についてご説明いたします。23ページをごらん願います。

工事で使用いたしました作業船につきましては、発注前にどこの港にいるかというのを調査を行いまして、そこからの往復の回航費用、移動にかかる費用を計上しております。本工事では、当初は在港調査に基づきまして、京浜港からの回航費用を計上しておりましたが、契約後に再調査を行った結果、京浜港より近隣の鹿島港に在港しておりましたため、回航費用に変更が生じまして、税込みで766万8,000円の減額変更を行ったものでございます。

次に、24ページの工事評価結果でございますが、評価点は77.0点でございます。

最後に、28、29ページをごらんください。上段が着工前、下段が完成の写真でございます。

以上、簡単でございますけれども、審議事案の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○委員

ありがとうございました。ただいまの説明つきまして、委員の皆様からご質問、ご意見等ございましたら、よろしくお願いたします。

○委員

ご説明の中で、×××が費用負担されるというお話が、それはどこの部分について費用負担される。

○説明者

今回の仮岸壁が全部そうなんですけれども、実は、次期処分場と申しましたこの処分場自体全て、×××の費用でやるというものです。ですので、今回、この×××の次期処分場をつくるための資材を運び出すというためにつくる施設でございますので、当然、その費用についても×××のほうからいただいて整備をしますというものです。

○委員

直接入札に関係ないことで申しわけないんですが、そうすると、県としては場所の提供的な、そういうことですか。

○説明者

そうですね。

○委員

場所だけを提供する。スペース。

○説明者

場所というか、もともと護岸がありまして、そのままだと船が着けられないというところに、本来でしたら別の公共岸壁を使ってやるのがいいんでしょうけれども、使えばなしになっちゃいますので、なので、その護岸をうまく利用して仮岸壁というのを作りまして、おっしゃるように提供になりますけれども、そこから運び出しをするような段取りをしたということですね。

○委員

余り影響のなさそうな場所を選んでというか、処分場の近く。

○説明者

そうですね。通常でしたら、護岸でとまっているところで、船が着けるところじゃないので、ほかの作業船とかの影響にはないということですね。

○委員

これ、処分場は、結局使われている間は、当然壊さないですよ。最終的には撤去なさるとおっしゃっていた。

○説明者

そうですね、はい。次期処分場をつくっている間は、資材を出したりとかしますので、その間はずっと置いたままにしますけれども、完成してしまえば、もう使う予定はないので。

○委員

完成さえ。

○説明者

はい。その先は、また埋めていかなきゃならない場所なので、壊していく。

○委員

処分場に何かを運び出すためのスペースではなくて、処分場をつくるための資材の搬出だけか。

○説明者

そうなんです。そのためだけに。

○委員

はい、わかりました。

○委員

ほかに。

○委員

1 ページの入札参加資格の件なんです。非常に応札可能業者数、代表構成員も代表以外も30者以上ということで、非常にそれは結構です。それで、いつもこの港湾のことに關しては、この代表構成員以外の構成員のようですけども、大体県内全体と考えて。

○説明者

そうですね。

○委員

大体そんな感じですよ。

○説明者

ここでわかるとおり、代表のほうが、いわゆる×××と言われる海の専門業者等が多くなってまいりますので、そうすると、やっぱり代表構成員以外については、一つは受注機会というものもございますし、あとはこの企業を育成していくという意味でいくと、そういう専門のところと県内の業者に組んでいただいて、そういう技術を習得とか、そのようなことを考えておりますので、県内ということで。

○委員

育成というね。

○説明者

そうですね。という形でやっております。

○委員

入札とは関係ないんですけども、ここの位置図のほうで、公共の岸壁というのが、その仮岸壁の右とか左にあるところなんですかね。

○説明者

そうですね、こちら北埠頭と、こちらは南のほうは中央埠頭というのがございまして、通常ですと、ここを使うか、もしくはこちらの岸壁を使うことになるんですけども、ここですと通常の船が入ってきて作業するので、ここの護岸というところにこの仮岸壁を使うと、全く通常のところとかぶらないので、専用のにもうずっと使えるということです。

○委員

その防波堤みたいなのは先のほうにはない、大きい、ずっと前にはあるんですけども、この仮岸壁のほうは安全性というのは関係ないんですかね。すみません。

○説明者

それは波の関係ですか。

○委員

そうです。入札とは関係ないんですけども。

○説明者

ここはもう囲われているので、比較的静穏になっております。

○委員

ほかに何か。

○委員

契約内容変更の金額が減になっているので、めったにないなと思って、それなんですけれども、こういったことも多々あるんですでしょうか。

○説明者

ありますね。この前の工事ですと、もう億単位で減になったものもあるんですけども、その場合ですと、どういう事例だったかと申しますと、船を、船自体特殊なので、この場合も限られた船なんです。どこにもあるというものじゃないので、設計の段階で想定するわけですね。ここに今あるから、ここから持ってこなきゃならないよねということで想定するんですけども、場合によっては、その船が遠くに行っていれば、当然それを見てあげなきゃならないし、近くだったら、近くだったので減にすると。この場合、大きく減したというのは、2回回航しなきゃならないと思ったんですよ、工事の関係で。ところが、その工事を続けていく中で、その工程がうまくマッチしまして、1回の回航費でできるような調整になっちゃったんですね。なっちゃったというのは変ですけども、そうすると、わざわざそれを1回戻してまた持ってくるというのは無駄になりますので、結果として、億単位でセーブできたという事例もございます。

○委員

それは、発注者側も、ある程度同意。

○説明者



納得した上ですね、もちろん。

○委員

受注者側も納得して。

○説明者

もちろん。

○委員

そういうのは、いつもチェックされているんですか。

○説明者

設計の段階で、限られている船舶とか作業船ですので、それが今どこに今いるのかと、ここから発注をして、いつごろそれをキープできるかといったときに、一応その工程を確認した上で設計をするという、ちょっと特殊なんですけれども、そういう形でやっております。

○委員

ぜひ、そういうところを相互にチェックし合えるのが、そういう体制非常にいいと思うので、今後も続けていただければと思うんですが。

○委員

あとは、なければ、この案件もこれで終了させていただきます。

きょうの結果をまた踏まえて、今後に生かしていただければと思います。

○説明者

はい、ありがとうございます。

○委員

それでは、14号棟屋内給排水設備工事ということで、発注機関の×××のほうから説明を。

○説明者

×××棟屋内給排水設備についてでございます。審議事案説明書をごらんいただく前に、まず工事場所ですが、23ページをお開き願います。

×××は、×××に位置する県営の住宅団地で、市営住宅にも隣接しております。国道×××号に接しているとともに、常磐自動車道×××及び国道×××に近接しております。

次に、事業の概要についてご説明いたします。24ページをごらん願います。

本工事は、×××建て替え事業に関連する工事です。既存団地は、昭和45年から47年にかけて建設された低層と中層の全25棟からなる総戸数341戸の大規模団地でありました。築40年を超えており、建物の老朽化が進んでいることから、居住水準の向上や居住者ニーズの多様化に対応するため、10棟232戸の建て替え事業を計画し、平成15年から建て替え工事を進めているところでございます。

配置図の黄色で示した10号棟から13号棟120戸については、既に建設が完了し、入居していただいております。当該案件の14号棟につきましては、藤色で示している部分となりますが、平成27年12月に着工いたしまして、この給排水設備工事等を含めた建物本体の工事は、平成28年11月に完了いたしました。現在は、今年5月の入居開始に向けて、駐車場等の外構工事を施工しているところです。

それでは、審議事案説明書に沿って説明をさせていただきます。1ページをお開き願

ます。

入札方式は一般競争入札です。工事名ですが、番号は記載のとおりで、×××棟屋内給排水設備工事です。工事種別は管工事です。

次に、工事の概要でございますが、鉄筋コンクリート造5階建て30戸、延べ面積1,680.39平方メートルの共同住宅の給排水設備工事でございます。具体的に申しますと、トイレの便器や洗面化粧台等の衛生器具設備、給水管や排水管の設置及び換気設備の工事になります。

続いて、入札参加資格でございます。

まず、茨城県建設工事入札参加資格者名簿に登載され、管工事の格付がA等級であること、2番目は、年間平均完成工事高は予定価格以上としております。3番目の技術者につきましては、一般管工事施工管理技士の資格を有する等、管工事について建設業法第26条に規定する主任技術者または監理技術者が専任で配置できることとしております。4番目は、×××または×××の管内に建設業法に基づく主たる営業所があることとしております。

この地域要件につきましては、次の欄に記載しておりますが、一般競争入札実施要領に基づき、30者以上を確保するため、標準ブロックである×××管内29者に隣接の×××管内13者を加えまして、入札参加資格者見込みを42者とすることといたしました。

入札参加資格確認申請者数は6者で、入札参加資格確認結果としましては、申請6者の全てが参加資格を有しておりました。契約金額につきましては、税込み3,485万1,600円です。入札参加資格がないとされた理由は該当ありません。

入札の経緯及び結果につきましては、2ページの入札書取書をあわせてごらんください。入札参加者は6者、落札者は×××でございます。予定価格は、税抜きで3,651万円、最低制限価格は3,207万円、入札金額は3,227万円で、落札率は88.4%となっております。

3ページから10ページは、工事起工概要書と工事費内訳書で、11ページから20ページが入札公告、21ページが契約内容の公表です。

22ページですが、工事成績結果表でございます。工事完成が平成28年11月4日、評定点が78.3点となっております。

以上で、×××棟屋内給排水工事の説明を終わらせていただきます。ご審議よろしくお願いたします。

○委員

ありがとうございました。ただいまの説明につきまして、ご意見とかご質問等ございましたら、委員の皆さんからいただきたいと思っております。

○委員

これまでも何棟か建ててやっていたらっしゃるということで、今回請負しましたこの業者の入札者は、過去にもやはり同じような、この×××に関してやっぱりかかわったことというのは何回かあるんですか。

○説明者

今回が初めてです。

○委員

結構、偏りとか、そういうことは余りないですか。

○説明者

偏りは特にはないと思います。

○委員

そうですか、結構まんべんなくばらつきが。ああ、そうですか、はい、わかりました、済みません。

○委員

これってあれですか、素朴な疑問だけれども、入札者が少ないと、結構競争が激しくな  
いから落札率が高いのかと思うんですが、これは結構低いんですけども、何か応札者が  
少なかったこととか、何か原因があるんですか。

○説明者

特に、少ないといっても6者あったということで、大体その設備工事ですと、さほど少  
ないほうの応札業者数ではないです。

○委員

そうなんですか、これ、結構多いほうなんですか。

○説明者

標準的な件数だと思います。

○委員

それで、結構競争も激しくなって、落札率も下がると。

○説明者

はい。

○委員

あと、なければ、これ新築なんですよ、この14号棟というのは。

○説明者

ええ、建て替えなんですけれども、団地全体を建て替える計画のもと進めているんです  
けれども、もともとあった建物を壊してそこに建てているという感じになります。

○委員

普通、工事の発注って、これ、管工事だけ発注しているんですけども、普通は、工務  
店さんなんかに一式で発注して、そこでやると思うんですけども、大体こういう発注方  
式で。

○説明者

金額が建物1棟分丸々ということになりますので、給排水にかかわる電気工事も何千万  
という工事になりますので、分割で発注しております。

○委員

金額が大きくなるので。

○説明者

そうです、分割で。

○委員

なるほど。

○委員

その分離発注でというのは、弊害とかはないですかね。結構、工事の工程の問題とかい

ろいろ絡んでくるかと思うんですけども。

○説明者

工事については、工事監理者も定めまして、定期的に我々も中に入りまして打ち合わせも行いますので、特に分離発注についての弊害ということは起きておりません。

○委員

そうですね。わかりました。ちょっとどうしても設備関係の状況が、設備業者のほうにしわ寄せが行きやすいじゃないですか、基本的に。

○説明者

はい、工程的なものという意味ですよ。

○委員

そうですね。どうしても工程的なおくれがそっちへ集中していくと思うんですが、そういった意味での異論というか、実際施工なされた業者の方からのそういったお話というのは。

○説明者

特にはないです。

○委員

特別あれですか。

○説明者

はい。

○委員

比較的そんなに忙しい工程ではなく、通常の。

○説明者

はい、そうですね。工程も全ての発注工事が工期限内に完成しましたので、スムーズに行ったと思っております。

○委員

そうですね、わかりました。

○委員

なければ、では、この案件もこれで終わりにしたいと思います。

この結果を踏まえて、今後に生かしていただきたいと思います。

○説明者

はい、よろしく願いいたします。

○委員

×××橋の補修工事ということで、×××ほうから、説明をお願いします。

○説明者

それでは、資料ナンバー4番、抽出区分は一般競争入札の案件となりますが、工事名、×××橋補修工事の説明を始めさせていただきます。

まず、資料19ページ及び20ページに、今からご説明します工事の位置図と橋梁補修一般図が添付されておりますのでご参照ください。

本件工事の対象となります橋梁ですが、×××に位置します×××橋でございます、1級河川×××をまたぎます橋長41.24メートル、幅員6.5メートル、2径間の単純H鋼合

成飯桁橋でございます。架設しました時期は、昭和46年3月で、本件補修工事を実施するまでに44年間が経過しておりました。

本件工事につきましては、平成22年3月に策定されました茨城県橋梁長寿命化修繕計画に基づきます橋梁補修工事をごさまして、老朽化による損傷が著しい橋梁の高欄の取りかえ、並びに舗裝修繕及び橋面防水などを実施しまして、橋梁の延命化を図りますとともに、道路利用者の安全を図ることを目的とした工事でございます。

それでは、資料1ページの審議事案説明書に従いまして、審議案件のご説明をさせていただきます。

入札方式、一般競争入札。工事名、国補××第×××号×××橋補修工事。工事種別、土木一式工事。工事場所、×××地内。工事概要、×××橋補修工事、既設高欄撤去工、L=82メートル、高欄設置工、L=82メートル、切削工・舗装工、A=267平米、橋面防水工、A=267平米。

入札参加資格、平成27・28年度茨城県建設工事入札参加資格者名簿に登録された土木一式工事の格付がB等級以上であること。平成17年4月1日から平成27年3月31日の期間に、元請として同種工事または類似工事を施工した実績があること。同種工事は、橋梁修繕工事とし、類似工事は、高欄設置工事または防護柵設置工事とする。施工地域は、茨城県内とする。発注機関は、国、地方公共団体または独立行政法人等とする。次に挙げる基準を満たす主任技術者または監理技術者を配置できること、1級土木施工管理技士または2級土木施工管理技士を有する等、土木一式工事について、建設業法第26条に規定する主任技術者または監理技術者であること、×××管内に建設業法に基づく主たる営業所があること。

入札参加資格の資格設定の経緯及び理由、本件工事は、茨城県橋梁長寿命化修繕計画に基づく×××橋の修繕工事であり、舗裝修繕、床版防水、高欄取りかえなど多工種で、総合的な橋梁補修が必要であることから、上記の施工実績要件を付することとした。応札可能業者数、管内B等級以上34者。また、いわゆるダンピング受注防止、本件工事の設計内容に適合した履行を確保するため、最低制限価格を設定した。

入札参加資格確認申請者数、5者、入札参加資格確認結果あり、5者、なし、ゼロ。契約金額、1,414万8,000円。参加資格がないとされた理由、該当なし。

ここで、資料2ページの入札書取書と、同じく資料16ページ、契約内容の公表のほうもご参照いただきながら、入札の経緯及び結果を説明させていただきます。

入札の経緯及び結果、入札参加者4者、このほか1者は辞退、落札者×××、予定価格1,551万円、最低制限価格1,303万円、入札金額1,310万円、最低価格、落札率84.5%。

次に、資料17ページ、変更契約内容の公表をごらんください。

表の下のほうにあります変更の理由の欄に記載されている主な理由を若干詳しく説明いたしますと、当初は、橋梁部の舗装のみ修繕する計画でしたが、現場着手後の詳細調査で、橋梁に連続した右岸側の橋の南側の取り付け部の舗装と路肩部の損傷が著しいことが判明したため、また同時期に、道路利用者から道路修繕の要望がありましたことから、舗装工と路肩の土のうによる補修の追加を行いました。また、この場合の補修必要面積が約300平米と非常に少ないため、別途発注したのでは機械運搬等で施工単価が割高になってしまいますことから、今回の工事に追加変更をしたほうが有効で考えた次第でございます。以

上が変更契約の内容でございます。

最後に、資料18ページ、工事成績評価結果表をごらんください。

本件工事の完成は、平成28年2月26日で、評定点は78点でした。

以上で、×××橋補修工事の説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○委員

ありがとうございました。ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたら、よろしくお願いたします。

○委員

この橋は、昭和46年にかけてられたということでしたけれども、それから今に至るまで、全くこういう種類の工事というのはされてなかったんですか。

○説明者

今回の工事は、高欄と言いまして、橋の横の防護柵的なものの交換を行う工事でした。それについての交換の工事は、今まででしたことはございません。

○委員

今回の工事の内容ですが、共有部分といいますか、何が言いたいかという、橋の強度の問題とか、そういったことには特に立ち入らないんですかね。

○説明者

この橋梁が、先ほどご説明しましたように、長寿命化計画というのが策定されております。橋梁の寿命というのは、コンクリート橋が大体60年ですかね。メタル系のものが70年と言われているんですが、この長寿命化計画をやることによって、大体倍もたせることができると、120から130年もたせるようなことをするために、こういう長寿命化を使ってやっております。そのためには、その橋の本体となる部分まで損傷が行く手前で、その事前に防止して橋梁の延命化を図るということですので、橋梁本体の修繕が必要になってくるということは、ある意味では少し手おくれの部分になってきますので、その事前に防止して延命化、ただ今回の高欄工事というのは、塗装するだけではもうもたないような状況になっていましたので、その本体ではなくて、その高欄だけは交換しなくちゃいけないということで、今回の工事になっております。

○委員

そういと、表面的なといいますか、そういう部分の補修によって橋全体が長寿命化するとか、長寿命化できるということなんですか。

○説明者

はい。先ほどのように、メタル橋梁というのは、塗装が痛んで、本体の腐食が本体の中まで入ってきちゃうと、それはもう手おくれになりますので、それを事前に防止するために、昔は事後保全といって相当悪くなってから塗装をやっていたんですが、今は、その本体に影響する手前でちゃんと塗装をやってって延命化を図るというような考えでやっています。

○委員

わかりました。ありがとうございました。

○委員

そうすると、続けていいですか、同じような質問で申しわけないんですが、これ基本的に鉄骨ですよ、本体の部分というのは。

○説明者

本体は違います。桁が鋼材で、床版がコンクリートです。

○委員

要するに、骨組みのほうはあれですよ。はりとか桁とか、そういう部分は鉄骨ですよ。

○説明者

はい。それにコンクリートの床版が組み合わさっています。

○委員

床版がくっついていると。そういうパターンですよ。

○説明者

はい。

○委員

鉄骨のほうというのは、そうすると、ある程度、定期的に舗装のかけ直しというんですか、そういうのはやってらしたということなんですかね。そうしますと、これまでに。

○説明者

今は、5年に1度、定期点検をやるようになっています。それでチェックを行っております。

○委員

それで、必要があるかないかを判断して。

○説明者

そうです。それに基づいて計画を立てております。

○委員

ちなみにですけれども、今回の工事で床版のやり直ししましたよね。

○説明者

床版自体じゃなくて、その上の。

○委員

表層部分。

○説明者

はい。

○委員

表層部分だけ。

○説明者

はい。

○委員

すると、現実的に鉄骨の表面でしか見えていない部分でしか判断はできないですよ、そうすると。

○説明者

下から見たり、脇から見たり、たたいたりということでやっております。

○委員

なるほどね。ボルトの締めつけだったりと。

○説明者

はい。あと、そのさびの出ている状況とか。

○委員

それで問題がないだろうということですね。

○説明者

はい。

○委員

わかりました。この高欄という言い方と防護柵という言い方と、何か図面のほうは防護柵となっているので、これ。

○説明者

道路はガードレール、防護柵の中の範疇の中の一つなわけなんですけど、橋梁の場合は、やはり高欄という言い方。

○委員

なるほど、ありがとうございました。

○委員

取り付けの据りつけ部のところの、これが追加になってますが、もともとその着工前に、そういう周辺の道路の取り付け部でちょっと地盤沈下があって、もともと下がっているんですか、それとも、それはなくて、今回何か、工事をやっている間に少しずれちゃったということなんですか。

○説明者

事前に多少下がっていました。どうしてもこれは。

○委員

だから、そこら辺のところも工事に含めた感じでは、発注できなかったんですか。

○説明者

ただ、限られた予算の中でやらなくちゃいけないということもありまして、それで今回のものは先ほどもご説明しましたように、両方の取り付け部をやっただけじゃございません。右岸側、×××川の右岸側というのは、この橋の南側なんですけど、そちらのほうが、これ、普通に考えるとそんなに距離が離れていないので、地盤も同じというふうに考えられるんですけど、意外と川の右と左では変わっている事例もございます。その中で、その南側のほうが、舗装ばかりではなくて、法肩もやられていたというようなところもありまして、そちらの要望が強く出されましたもんですから、そちら側だけをやったということなんです。

○委員

工事をやってみたら、やっぱりこっちをやらないとちょっとつなぎの部分、うまく路面もつながっていかないということで段差があって、追加したということ。

○説明者

路肩もやられていたような状況でした。

○委員



本題ではないんですけども、結局は仕様になるのかもしれないんですけども、この防護柵とか高欄のこのデザインというのは、どんなところに設計してもらって、それをもとに工事ということになるんですか。

○説明者

設計といいましても、高欄の場合には、このくらいの橋ですと、大体高さとかが決まっています、タイプが決まっている、大体普通の、特別なやつではないパターンです。

○委員

それは、この落札業者が図面を起こして工事ということなんですか、それとも、こういうものをつくるということで入札ということになるんですかね。

○説明者

はい。

○委員

というか、ちょっと写真でよくわからないんですけども、余りにも普通なので。

○説明者

余りグレードアップしてしまいますと、これ値段があれですけども、予算上、いろいろ問題もありますし、先ほどの限られた予算の中で、安全がまず第一と、我々もいいデザインのものを書けばいいんですけども、ちょっとそれ、安全を第一にして考えた予算で有効にやるとなると、つまらないガードかもしれないですけども。

○委員

いや、つまらないというわけじゃないんですけども、結構、この川の中の橋でいくと、その前後、そう余りないとしていると、その地域の特性とか景観的なこととかで、橋のデザインの場合は、どうしても橋梁が、高欄が一番ポイントになるものなので、その工事内、費用内の中で何か工夫があってもいいのかなと、ちょっと疑問に思ってお聞きしたということなんですけども。

○説明者

気をつけながらやって選定した結果です。今回のところは、これがやはり妥当ではないかなと。

○委員

せっかくそういう話が出たのであれですけども、意識はあったということによろしいですか。

○委員

最大限のコストパフォーマンスのものを選んだということですか。

○説明者

できるだけ見た目のいいものは選んでいるつもりです。

○委員

特に色もなんですけども、××地区でいろいろなカラーの橋を見ていると、どうしてこの色なんだろうというような部分、かいま見られるので、何かその辺、色自身は多分そんなに金額は変わらないとは思うんですけども、そういうものを意識されているのかなというのが、ちょっとともともと問題意識を持っていたものですから、ちょっとそういう話もさせていただいたんですけども、そういうマニュアルみたいのってあるんですか。マ

ニュアルというか、配慮事項というか、そこら辺は。

○説明者

大きな橋になりますと、やはりその地元の意向とか、そういうものを聞きながらもちろんやっていますし、それが川にかかる橋なのか、都市部の鉄道橋なのかによっても、その色合いというのが変わってくるかと思うんです。昔は、結構、赤、赤とかいって、もう赤が見ばえするからってワンパターンだったんですが、最近の橋はそれなりにやはり景観にも意識しながらやっているかとは思いますが、こういう小規模な橋ですと、そこまで。先ほど申しましたように、限られたところでやるとなると、そういうのは難しい状況がございます。

○委員

いつもの参加者数と落札者数が気になるんですが、この4社、1社辞退したって、4社で、84.5%って、これ結構かなり競争が激しい入札だったんですか。

○説明者

そうですね。もう最低制限価格ぎりぎりのところになるもんですから。

○委員

4社って、じゃあ多いほうになるんですね。

○説明者

少ないですね。

○委員

少なくとも競争は激しいと。

○説明者

はい。うちの管内の特徴なんですけど、全体的なものを見ても、普通に一般競争入札総合評価方式の中でやっているものは、88%。

○委員

そうなんですか。

○説明者

くらいであって、ほかの事務所より低い傾向にございます。

○委員

B等級以上ということで、別に大した意味がないんでしょうけれども、B等級とか特定しないと、A等級も参加するかもしれないという意識でこれは。

○説明者

はい。

○委員

特になければ、この案件もこれまでで。どうもありがとうございました。

きょうの結果をまた今後に。

○説明者

ありがとうございます。

○委員

それでは、5番目の案件で×××改修工事ということで、×××のほうから、説明をお願いいたします。

○説明者

5件目の案件でございます×××で発注いたしました×××改修工事について説明を申し上げます。

今回の工事は、このところ女子学生が、今、入学者がちょっとふえているような状況の中で、×××の改修が必要となり実施したものでございます。

まず、審議事案説明書のところの説明に先立ちまして、当校の概要をちょっと説明させていただきますので、11ページをお開き願います。

×××の位置図でございますが、ちょっと上の段のほう、わかりづらいんですけども、農業及び農村社会を担う者を養成し、並びに農村社会における指導的役割を果たそうとする農業者を育成するための研修教育を行っている機関でありまして、創立105年を迎えまして、8,000人もの卒業生を社会に送り出しております。

就業期間は2年間で、学生は、今、作物の栽培とか牛の飼養管理、そういったものを行っておりますので、1年生は原則、それから2年生は希望によって、寮のほうに入っていたかというようなことになってございます。現在、137名の学生が在籍しております。

位置図にありますように、ここ県庁から南に約5キロ、下のほうに矢印になってございますけれども、関東自動車道がありますけれども、その下の×××に当校はございます。

今回の工事は、下図の主要施設配置、下の図でございますけれども、この当校の概要でございますが、右下のほうにあります若竹女子寮の改修を行ったものでございます。

恐れ入りますが、それでは1ページのほう、お戻りいただきたいと思っております。審議議案説明書に基づきまして説明いたします。

入札方式は、指名競争入札、工事名は、×××改修工事、工事種別は、建築一式工事、工事の場所は、先ほどの図にありました×××でございます。

工事の概要ですが、また済みません、ちょっとページをめくっていただきまして、12ページです。横版になってございますが平面図でございます。

これは、×××の1階部分の平面図ですが、横版の下のほうが建物の南側になってございまして、その1階部分の下のほう、半分下のところが、これまで集会室であったんですけども、この部分を改修工事を進めてございます。

定員が20名でしたが、27年度に学生の募集を進める中で、28年の4月に女子学生が26名の見込みとなったため、この1階の集会室、図の真ん中下の部分なんですけれども、三つの部屋に右のほうから区切ってございまして、そのうち二つの部屋にベッドとエアコン、右から二つなんですけれども、設置しまして、定員3名の洋室としまして、あと一番左側にありますが、ちょっと狭くなりますけれども、集会室として残して使用することにいたしました。

図面の左側の、わかりづらいんですけども、この湯沸かしというところが、カウンターと書いてあると思うんですけども、その矢印の上に出ておりますけれども、ここの部分にこういった湯沸かしの部分を移動いたしました。

それから、図面の右上のほうに浴槽がございまして、この浴槽も半分の大きさに変えてスペースをつくりまして、シャワーのできるスペースをつくって、シャワーを増設したような次第でございます。

それでは、今のが工事の概要でして、戻りまして、1ページをお願いいたします。

紙面の真ん中にございます指名業者数につきましては、24年3月の土木部長通知によりまして、12者を選定いたしました。

指名業者選定の経緯及び理由でございますが、本工事は、予定額が税抜きで579万円でありましたので、指名競争入札の方式により発注いたしました。指名業者の選定に当たりましては、①といたしまして、土木部入札参加資格名簿に建築工事一式の登録があり、②として、工事場所が×××であることから、×××と隣接の×××に所在する、それから、③として、入札参加資格者資格は、建築一式工事格付C等級に該当する工事でございますので、参考見積もりの×××のC等級の業者に紹介したところ、ここにあります工事期間がちょっと短く、対応が困難などの回答があったため、格付をBまで拡大しまして、BまたはCで総合点数上位12者を選定いたしました。これらの業者は、信用度が高く、現場に近いところに会社がある、地理的条件もよく、あと技術者も確保できるというようなところから、入札委員会の審議を受けて選定いたしました。

契約金額は、税込みで591万8,400円でございます。

2ページをお願いいたします。入札書取書でございます。

このように1月8日に開札いたしました、6者が辞退し、6者による1回目の入札で、×××が最低価格で落札いたしました。

済みません、また1ページのほうに戻っていただきまして、審議事案説明書のほうの一番下の欄の入札経緯及び結果でございます。

全て税抜きで、予定価格579万円、調査基準価格を507万円といたしまして、入札金額が548万円、入札率は94.5%でございます。

なお、当該工事は変更契約がございましたので、説明申し上げます。8ページをお願いいたします。今、差しかえたものでございます。

変更契約内容の公表の欄でございますが、中段、変更の理由にございますように、追加工事として、浴室の出入り口の改修と洗面台排水管、それから便所配管改修を追加してございます。

集会室の床と浴槽の解体を進める中で、洗面台と便所の配管が詰まりがちで漏水もれが見られる、また浴室ドアが外れやすいこと、あと流し台の換気が必要というようなことが明らかとなりましたので、女子寮であること、また定員がふえることから、安全性を考慮して追加工事を行うこととしたものです。

最後に、工事の完成状況を13ページの写真からご説明させていただきます。

13ページの一番上の写真は、施工前の集会室でございます。奥にあるのが湯沸かしのカウンターでございます。真ん中の写真は、湯沸かしを撤去して、施工後三つの部屋が一部屋で残りました集会室です。ちょっと狭くなってしまいました。一番下は、施工後二つの寮室、3人部屋でございますけれども、その一つになってございます。

14ページをお願いいたします。

14ページは、浴槽を半分の大きさにしてできたスペースにシャワーを設置した様子でございます。

15ページから16ページは、施工前の大型エアコンを撤去し、小型エアコン3台を設置した様子でございます。

工事の完成検査は、3月28日に検査員が来られまして検査報告でございます。

×××では、一般工事について工事成績評定要領がなく、今回の工事は対象外になるため、評価報告書はございません。

当案件の説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員

ありがとうございました。ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたら、よろしくお願いいたします。

○委員

変更契約なんですけど、この内容を見ますと、浴室の出入り口の改修、洗面台の排水管、便所の配管と。この辺って、浴室の出入り口改修って、当然、浴槽を小さくしたりとか、つけかえるから、改修というのは当然ついて回るものじゃないかなという部分が、ちょっと素直な疑問なんですけど、あと洗面台とか便所の詰まりやすいとか漏れがあるって、これって工事に入る前に、例えば使用している生徒さんとか何かはね、だったらすぐわかることですよ、生活している方たちにとってみると。浴室の出入り口のドアに不具合というのも、多分、これはもともとあったことだと思うんですよ。そういったことが、いわゆる入札の前に、そういう予備事項的なものも含めての入札という考え方にはなかったわけですか。

○説明者

そこにつきましては、浴室のまずスペースを、まずは、もっては必要な部分だけやろうという考え方で始まりましたが、その浴室の工事をする際に、ドアとか取り外した段階で、やっぱり劣化がひどいということが途中でわかったものですから、あと配管については、壁とか床にあったことなので、その中のほうまでは、やっぱり工事をしていく段階でわかってきたものだったものですから、途中でそこで変更になったということです。浴室とか、あとシャワーを多くしようとか、ちょっとメインのほうだったということはあるかもしれないんですけども、なるべく節約しようということで、工事をやっている段階で気がついた部分ということです。

○委員

ということは、使っている生徒さんたちにとっては、そんなに気になる範囲ではなかったということですか。

○説明者

そうですね。その段階ではそう……。

○委員

実際、工事を進めていく上で、いずれこれでは問題が出るだろうということもあって、追加変更が出たという考え方でよろしいですか。

○説明者

はい。

○委員

あと、流し台、ごめんなさい、これ一つ言い忘れたんですけども、流し台の設置に伴い換気扇が必要なことが明らかとなりって、これ、流し台を動かしたら換気扇必要なのは当たり前なんですよね、これ。

○説明者

実はIHで、ガスとかだと排気が必要かと考えたんですが、IHで、廊下とありますが、外の部分だったんですね。ただ、人数も多くなるし、においとか当然ありますので、ちょっとここらも当初あれだったんですけども、なるべく、必要になるだろうということで、その部分も、やっている段階で気がついたものですから。

○委員

このプラン構成だと、これは明らか換気扇必要ですよ、でもね。最初の段階で。申しわけないんですが、だと思っんですよ、きっと。できれば、そのようなことも考慮して、もし、もう一回、また違うところを改修とかなるときには、その辺もよく考慮していただきたいなと思います。

○説明者

ありがとうございます。補足で説明させていただきますと、寮室に関しましては、もちろんたばこを含めてですが、火気厳禁でございまして、そのためにエアコン等が入っております、コンロ等も火を使わない方式で行っております。

○委員

でも、火は使わなくても、火は使わなくても換気は必要ですよ。

○説明者

熱上がりますので、そうですね。

○委員

それでなくても、24時間換気が言われているご時世ですので、教室、ましてや寝室ですのでね。検知器とかそういうのはもちろん設置なさっているとは思いますが、そういったこともよく考慮して設置なさってください。法的な問題も多々含んでいますので、ご注意願いたいなと。

○説明者

はい、ありがとうございます。

○委員

ほかに。

○委員

指名業者選定の経緯の話で、大体この種の、この業者選定人の候補者、候補者というか、業者さんは、大体B、Cという格付で選定している、こう考えてよろしいですか。

○説明者

はい。

○委員

今回は、拝見すると、全部B。

○説明者

はい、結果的にそうになっています。

○委員

大体そういう形で、場合によっては、Cもこの中へ入ってくるという、それは何か理由が特にあるんですか、Cをこの中に入れているというのは。

○説明者

はい、本来であれば、工事金額とかからは、Cでまず探すということなんですね。なの

で、まずCの業者、×××には4社、あと×××管内で54者ございます。そういったところを確認したんですけれども、学生の寮ということで工事期間がまず短い、春休みとか利用するので、1月から3月という期間だったものですから、なかなかその期間にできるというCの業者が余りいらっしやなくて、見積もりを立てている段階でそういうのがわかってきたものですから、じゃあBのほうまで広げてやろうということになりまして、Bのほうまで含めますと53者で×××7社という中で、12者を選定するというものでありますから、Bまで拡大してやったという流れでございます。

○委員

きっとその……。

○説明者

時間がないという。

○委員

この時期が悪いということがあったんじゃない、それでもう一つは、入札の参加の業者さんが6者という少なかったから、そこら辺とのかかわりがあるんですよね、今の。

○説明者

はい、そう考えます。

○委員

はい、了解しました。

○委員

差しかえていただいた工事完成検査調書ですけれども、細かいところなんですけど、この下から三つ目の欄の金額なんですけど、これは、これでよろしいんですか。99万3,600円というのは。

○説明者

最終設計変更の金額の99万3,600円ということですか。

○委員

はい、そうです。8ページ目の差しかえのところの契約金額は94万788円ですけれども、この金額が記載されるということではないんですか。

○説明者

はい、ここについては、この金額です。

○委員

それは、予定金額をここには記載するということですか。

○説明者

はい、ここは予定金額になっております。

○委員

はい、わかりました、済みません。

○委員

特になければ、じゃあ、この案件もこれで。きょうの結果とか経験も生かされまして、今後に生かしていただきたいと思います。

○説明者

ナンバー6ということでお願いします。

手元の資料で、まず今回の審議案件の概要を説明する前に、全体の事業の概要につきましてご説明させていただきます。

資料の10ページをお開き願います。

地図をご覧ください、審議案件の工事につきましては、×××の中心を南北に縦断する都市計画道路×××の街路事業における工事でございます。図面では、緑に着色された部分でございますけれども、北側のほうから、×××の近くから順次整備を進めており、現在、点線となっている区間の整備を進めています。橋梁工事、街路舗装工事など、こういったものを進めております。東側には、薄い紫で書いてある国道×××、それから西側のほうには、黄色で示した県道×××線がございます。

この街路事業につきましては、×××中心部の慢性的な渋滞の緩和による交通の円滑化、そういったものとあわせて、緊急輸送道路であります国道×××の代替路、それから津波避難路としての整備により、×××の防災機能の強化を図る事業でございます。

次に、審議事案の工事の概要でございます。工事箇所的位置関係ということで、11ページをお開き願います。

図面がちょっと小さくて申しわけございませんが、橋梁工事の箇所がちょうどこの部分が谷津田になっておりまして、橋梁でバイパスをつくるという形になっています。その工事を施工するため、この工事用道路、施工ヤードと書いてございますけれども、ここに一旦仮置きされていた土砂、これが支障になるということで、別途発注した工事で、この土砂を一旦工事の区域以外に搬出して、市内の民有地に仮置きいたしました。仮置きした場所につきましては、先ほどの10ページにお戻り願いまして、青い搬出箇所と書いてあることです。ここまで運搬して仮置きしてございます。

今回の審議対象案件の工事は、桁の架設工事が完了した後、先ほどの民有地に搬出され、仮置きされました土砂を再び元の位置に戻すという工事でございます。

それでは、一度資料の1ページのほうにお戻り願います。

審議事案説明書ということで、入札方式については、随意契約であります。工事名につきましては、工事用道路補修工事で、工事種別については、土木一式です。工事箇所につきましては、先ほどありましたように、×××地内です。工事概要としましては、土砂運搬工が2,200立方メートル、施工ヤードの整地工が、同じく2,200立方メートルとなっています。

随意契約の理由でございますけれども、地方自治法施行令167条の2第1項第2号、性質または目的が競争入札に適しないものということで、本工事につきましては、別途施工中の国補××第×××号と県単××第×××号合併で、工事用道路補修工事、これを以下、現工事と言いますけれども、橋梁工事で支障となる仮置き土、これは汚泥を改良したのになります。これを、一時的に事業区域外に搬出したものについて、再度、区域内に搬入する工事でございます。

搬出した土砂につきましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第2条13号で定める汚泥を改良したものであり、産業廃棄物の扱いとなります。そのため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第11条第1項の規定によりまして、事業者が自ら処理しなければならないとなっています。

今回、発注者が同じであっても、搬出した業者と搬入する業者が異なる場合、その自ら処理という趣旨に反するというので、搬出した施工者であります業者と随意契約をしなければ



ばならないということで、随意契約をしたものでございます。また、現工事が契約期間内ということで、経費の削減も、若干ですが図ることができました。

契約金額と業者名に関しては、記載のとおりでございます。

この工事につきましては、増額変更をしておりますので、その内容についてご説明申し上げます。ページとしては8ページになります。

172万8,000円の増額変更であります。変更の中身でございますけれども、仮置きしていた民有地の地主さんと打ち合わせした結果、搬出の際に、もとの地盤面よりも20センチほど深くすき取るということで、その分、土量が500立米ほど増えるということでございます。

9ページが工事成績評定表でございます。評定点につきましては、最下段ですけれども、75.5点となっております。

それから、資料のページが飛びますが、12ページですね。仮置き土砂の搬出搬入等の一連の写真でございます。一番上が別途施工の先行工事で、左の写真にある山積みになっていた土砂を右の写真にある市内の一時仮置き場のほうに搬入して、今回の随意契約した工事において、再度、同じ場所に搬入したということでございます。

説明につきましては以上です。よろしくご審議のほどお願いします。

○委員

ありがとうございました。ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたら、よろしくをお願いします。

○委員

流れとして、こういうことでいいのかということなんですけれども、経費を削減するという目的もあって随意契約にしたんだけど、結果として、3割ぐらい契約金額がふえちゃったという流れでよろしいですか。

○説明者

そうですね、はい。

○委員

そういうのは毎回あること。

○説明者

やはり今回、その民有地に入れた地権者さんからの要望もあって、もとは畑だったけれども、搬入した土は結構固い土で、それが畑のほうに入ってはまずいということで、20センチを余計にすき取ってくれという話があり、その部分は当初わからなかったけれども、その部分の土量が少し増え、その分増えております。

○委員

はい、わかりました。

○委員

その地主さんというのは、この市内の一時仮置き場の地主さん。

○説明者

そうです。

○委員

それを借りるときに、そこを仮置き場に物を持って行って、ちょっととりあえず一時置きという、そのとき、例えば地主さんと契約とかなさいますよね。そういうときには、多目に持つ

ていってもらわないとまずいというなお話は出なかったんですか。

○説明者

当初は出なかったけれども。

○委員

一応すき取って見たら、最初は多分、計画どおりの、持っていったものだけ取ればいいですよね。

○説明者

そうです。

○委員

そしたら、地主さんから異論が出てしまった。

○説明者

残ったわけではないけれども、やっぱりきれいに取れなかったので、20センチ余計に持っていつてくれるかという話になって。その分少し増えました。

○委員

すき取った分の土、入れてくれとかというまでは。

○説明者

それはなかったですね。

○委員

そこまではなかったんですか。畑に戻すんだったらね、普通、足らなくなった土量に戻すのがあれなんだろうけど。

○説明者

均一に取ったので、大丈夫ですね。

○委員

何かその辺が、どうも釈然としないというか何というか。

○説明者

畑には、もうしないようですね。

○委員

畑にはしないんですか。畑にしないんだったら、土が残っていてもいいような気がするんですけどもね。

○説明者

どういった利用でするのかわかりませんが、そういう条件が出たものですから。

○委員

でも、契約違反にはならないんですよ。

○説明者

それはならないです。

○委員

当然、仮にそのすき取らなかったとしても、20センチ多くすき取らなかったとしても。

○説明者

やっぱり、お願いして借りた経緯もありますので、結構周りを探したけれども、なくて、いろいろ市役所なんかにも当たってもらって、ちょうど貸してもいいよという人がいたものです。

から、お願いして置かせてもらった経緯で。

○委員

わかりました。今後、このようなことがないためには、ある程度もうちょっと契約のときはきちんとした契約を結ばれたほうがよろしいかなと思いますよね。

○委員

ほかには。

この随意契約を結んだ理由のところに、法律の規定上、同じ業者に頼むしかないという話が、またこの経緯をみますと、もう出すときに、入れる業者決まっているわけですから、最初の契約と一体で、搬入搬という形の契約という形はお考えにならなかったんですかね。

○説明者

ちょうど年度末で27年度の予算ということで、予算がなかったという話もありますし、あとは、この工種以外で、土砂を仮置き場に持ってくる部分の工事だけではなく、工事用道路全体の補修とか、そういったものが結構メインの仕事でございまして、そちらのほうで結構増工があつて、3割ぎりぎりまで設計変更をした経緯がございまして。あと、橋梁の架設する期間は何も仕事ができないものですから、その期間現場の技術者を拘束するというのもあつて、搬出のほうについては、別途工事で契約したという形になっています。

○委員

一緒に出したほうが何か、その土砂の仮置きとか何かは、結構ついて回る話ですよ、これは必ずね。そういうのって、業者の方だったら通じてらっしゃるでしょうし、そういったものを置くスペースもないというのも当然考えながら仕事をしてくれれば、それに越したことはないですもんね。×××のほうで、それを探すというのは、それは結構大変なことのようだね。

○説明者

結構、場所がないんですよ。

○委員

逆に、業者さんのほうがよく知ってらっしゃるような気もしなくもないんですけどもね。×××か。確かに×××の方は近くにはないかもしれないな。はい、わかりました。

○委員

あと、ほかに何か。

なければ、きょうの結果もよく踏まえて、今後に活かしていただければと思います。

○説明者

はい、ありがとうございます。

○委員

7番目の案件で、道路改良工事のことで、×××のほうからご説明をお願いします。

○説明者

7番でございまして、工事名が道路改良工事でございます。本工事は、道路改良工事でございますけれども、後ほどご説明させていただきます国道×××の暫定供用区間の除草等の工事でございます。

まず、お手元、審議事案説明書によりまして、事案のご説明をさせていただきます。

1ページごらんいただきますと、入札方式が指名競争入札でございます。工事名、国補××第×××号と県単道修第×××号の合併工事、道路の改良工事でございます。工事種

別は、土木一式工事、工事場所は、×××でございます。

その下、工事概要ですけれども、道路改良工事、延長が313メートル、中央分離帯盛り土工が610立方メートル、除草工事が1万1,100平方メートルということでございまして、10ページをごらんいただきますと、位置図をつけさせていただいております。

これは、管内の一部、薄くねずみ色で囲まれているところが管内でして、左下のほうは、利根川を挟みまして千葉県になります。管内の×××でございまして、施工箇所という表記の下に矢印の表示がありますけれども、そこにほぼ平行に、赤い点線がずっと、図面中央を斜めに横断しているかと思えますけれども、これが圏央道でございまして、図面一番左のほうに行きますと×××、それからそこは実線の赤の表示になっておりまして、ここから先が埼玉県のほうに向けて、既に供用されている圏央道の区間、それからこの赤い点線の部分が、来る2月の26日に開通予定の県内の最後の開通区間でございます。

その圏央道から大体5センチぐらい図面で下がっていただきまして、ほぼ平行に紫色の路線が通っておりますけれども、これが国道×××、群馬県の高崎市から県西、県南、鹿行のほうを横断しまして銚田に通じている国道でございます。今回、赤で表示させていただいている路線、若干上になりますけれども、その部分がバイパスの部分になりまして、今回の施工箇所でございます。

この区間につきましては、上下4車線の計画ですけれども、現在は、歩道と外側の2車線を整備して、暫定的に2車線で供用しているところでございます。

11ページをごらんいただきますと、この区間を拡大した図面、平面図と、それから標準横断図となっております。標準横断図をごらんいただきますと、外側2車線と歩道が整備されているということで供用されているというところでございます。この赤で表示されている区間は約2キロございまして、この未施工の部分の中央部の除草工事、一部盛り土工事を施工した工事でございます。

11ページの赤の表記の部分が、中央部の除草をした区間、それから青の部分が、除草をして、なおかつ盛り土をした部分でございます。この盛り土につきましては、この本線に市道などが多く交差しておりますけれども、道路中央部に非常に草が繁茂しているという状況があって、見通しがきかなくて危険な状態、横断するときとか、右折のときに非常に危険になることが多いということがありましたことから、中央分離帯部分の草の繁茂を抑制するために盛り土を施工したものでございます。

工期につきましては、平成27年7月4日から27年10月11日までの140日間の計画で発注いたしました。

それから、この工事につきましては、設計変更を行っておりますが、変更内容につきましては後ほどご説明させていただきます。

1ページに戻っていただきまして、中ほど、指名業者選定の経緯及び理由でございます。請負に付する額が1,000万円未満であるために指名競争入札といたしました。土木工事一式の格付がB等級、C等級の業者の中から、信用度、それから地理的条件等を考慮しまして、工事現場から近い業者12者を選定しました。6ページに選定理由書を添付しております。以上のとおり、条件で選定しまして、平成27年7月2日に入札を行いました。

1ページに戻っていただきまして、一番下、入札の経緯及び結果でございますけれども、入札参加者は、12者のうち辞退者が7者いまして、5者で執行しております。予定価格は

税抜きで909万円、最低制限価格が税抜きで773万円、落札金額が815万円で、落札者は×××でございました。落札率は89.7%です。

次に、設計変更についてご説明いたします。8ページをお開きいただきますと、変更契約内容の公表を添付しております。

変更の内容でございますけれども、中央分離帯の除草を行いましたところ、大量の不法投棄物がありまして、その収集が必要になったことから、人力収集と、処分が必要になったために作業員の費用であるとか、処分費、運搬費などを追加してものでございます。この結果、226万8,000円の増となっております。

それから、工事成績評定の結果につきましては、9ページでございまして、平成27年11月6日に工事完成通知書を受領しまして、11月18日に完成検査を行い、工事成績評定は75.4点でございました。

最後に、工事の状況写真でございます。12ページをごらんください。これは、除草箇所の施工前と施工後の状況でございます。

それから、13ページは、盛り土区間の施工前と施工後ですけれども、ちょっと適当な写真がなかったんですけれども、一旦除草をした後が着工前という写真になっておりまして、下が土を撤去して盛り土をした完成写真が下の写真でございます。

簡単でございますが、概要の説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

○委員

ありがとうございました。では、ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見、よろしくお願いいたします。

○委員

この盛り土ですけれども、何かさっき除草というか、草生えない盛り土ということですか。

○説明者

はい。

○委員

そこがちょっとそういう知識がないのでわからないんですけれども、どういうことで、盛り土すると草が生えなくなるという、その因果関係がちょっと理解できないんですけれども。

○説明者

写真をごらんいただきますと、通常、私どもは道路の除草工事というのを、管理している道路、必要な場所、現場状況に応じまして、年間大体1回から2回、除草しております。予算措置の状況、現場の状況、それから今まで繰り返しやってきた現場のノウハウと申しますか、こちら辺はこのぐらいでいだろうということで施工しておりますけれども、大体平均すると、幅50センチぐらいが平均的な除草の幅なんです。

このような場所、ここの場所につきましては、長期、重大な影響がないということもありまして、草の生えたまま若干ある一定期間放置されてきた区間でございます。ただ、先ほど申し上げたとおり、交差する道路、この道路を横断するとき、いわゆる視距が確保できないので見えないということで非常に危険な状態にあったということで、この際、抜

本的に除草して、それから、除草をすれば当然なくなるんですけども、また生えてきて、また除草する、そういう生えてきた状況を許しておくことができないような、そういう常に視距を確保しなければならないようなところですので、この際、抜本的に草が生えないような部分的に、そういった整備をしましょうということで行ったものでして、砕石のようなもので埋め戻しといいますか、カバーをしてしまって、草が生えにくい環境をつくって草を生やさないというような趣旨で盛り土を施工しました。

○委員

実際に、そういうふうに盛り土をすると、その後草が生えなくなる、除草作業をする必要がなくなるということなんですか。

○説明者

このやり方につきましては、ちょっと他の事務所が3年前に同じような施工をした事例がありまして、その3年間の実績ではほぼ生えていないという実績もありましたものですから、それを参考にして同じような形で施工しました。

○委員

そうすると、この工事をするので、その後は、年2回ぐらい除草のための作業をするというのが必要なんですけれども、それがなくなると、なくなった、そういうことなんですか。

○説明者

ここにつきましては、夏2シーズン、私どもは過ぎましたけれども、今のところ生えていません。

○委員

今に関連してなんですけれども、そうしますと、今、砕石とおっしゃいましたけれども、この盛り土の下に砕石が入っているという。

○説明者

盛り土自体が、実際に使ったものは、砕石に似た盛り土材、建設汚泥を再生した盛り土材を使用したんですけども、この横断図を見ていただきますと、道路のベースの部分といいますか、その地面よりも舗装よりも下の部分につきましては、こういう横に長い長方形で横断図の下のほうに表示してありますけれども、母体のベースの部分は砕石で施工してありますので、その部分の上の草が生えるような埋め戻し土を撤去しまして、その部分をこの赤で表示したような形で、この砕石に準じるような再生の盛り土材で埋め戻しをしたものでございます。

○委員

私も、ど素人なので、普通に盛り土をしたら、さらにその上に草が生えてきて草が高くなっちゃうんじゃないかと、ど素人なので思ったんですけども、そういうことはないわけですね。

○説明者

草が生えないような環境をつくったということです。

○委員

であると、草が生えないって、これ前も出てきましたけれども、結局、除草剤とかをまいちゃうと、周辺の住民の方に迷惑がかかるのはまずいんだという話。

○説明者

実は前回、私どもやっぱり同じような除草のことでお話をいただきまして、×××からそういったご質問ありまして、生えないのは、生えない環境をつくるか、あるいは生えたときに刈るか、あるいは、そういう薬で枯らすか、薬につきましては、前ご説明したとおり、一つの方法だとは思うんですけれども、そのノウハウと、それからコンセンサスが得られていないと思うんですよね。その農業者とか、あるいは小動物に対する影響とかですね。それで、私たちもノウハウはないので、それはしませんでした。あとは、通常は刈っていると。そのほかには、こういうふうにカバーしてしまう。カバーするには、それを舗装するとか、こういったちょっと生えにくい砂利のようなもので埋めるか、あるいはシートという方法もあると思うので、それは場所によって使い分けているところなんですけれども、私たちは、ここの部分につきましてはこういう方法を、部分的に常に生えないような状況にしておかなきゃならないところだけ、こういう方法で施工したということです。

○委員

わかりました。

あと、この契約内容が変更された理由、大体25%ぐらい上がっちゃったということなんですけれども、その理由が不法投棄物ということなんですけど、これというのは缶とかなんですか、もっと大きいものですか。

○説明者

その不法投棄物というと、変なものが捨ててあるように感じていただいてしまうかもしれませんが、コンビニの袋とか缶とかでした。

○委員

どうしても草が茂ってきちゃうので、つつい走っている人が投げちゃうという感じなんですかね。逆に言うと、その草が生えていなければ、ある程度抑止できるというようなイメージですか。

○説明者

それはあると思います。

○委員

何かマナーの問題ではあるんですけれども、かといって、ふさいじゃうわけにはいかないし、看板立てても意味ないでしょうし、だから難しい問題だと思います。わかりました、ありがとうございます。

○委員

その変更の部分に関して、変更の部分の同じ、ちょっと似た質問で申しわけないんですが、これ不法投棄物って、実際どのぐらいの量で、何人ぐらい追加になってとか、人工計算じゃないんですけれども、余分な時間がどのぐらいかかってとか、そういうのというのは何か根拠はありますよね、多分。

○説明者

はい。

○委員

それをちょっと参考までに。

○説明者

大型土のうち128袋分の処分量が発生したということで、そのうち78袋、ポリウムにしまして48立方メートルを処分せざるを得なかったということです。

○委員

処分費込みで。

○説明者

これが、直接工事費で約70万円ですので、諸経費込みだと倍ぐらい。

○説明者

倍まで行かないですけれども、1.8倍とか。

○説明者

それから、ほかにちょうど夏の期間ですので、道の日という、道を守る月間みたいなキャンペーン期間中でして、直営でも13名ぐらいの職員でごみ拾いもやったんですけれども、そのほかに、やはりそれだけでは間に合わないということでお願いしました。

○説明者

あと、やはりコンビニの袋などですから、風が吹いたり、車が通ると飛ばされるので、それで、民地とか宅地とかに入るものですから、早急にするというような背景があったものから。

○委員

やむを得ないという金額なんですね。かなりの金額だなと思って。人員の確保だけでこれだけかかったんだと思って。

○説明者

草を刈ってから、すごいごみが出まして。

○委員

よく、ごみというか、ポイ捨てする人なんかを見ると、交差点のところ、車が停車しているときのほうが多いというじゃないですか。

○説明者

そうですね。よく国道とか交差点とか、たくさんありますよね。

○委員

だから、そういうところは集中的に捨てられないように何か考えて。

○説明者

あと、対策としましては、よく道路の脇に鳥居の看板とかありますよね。ああいうのを立てると効果があると。

○委員

そうですね。何かしらは、何か嫌がるんですね、確かに。わかりました。じゃあ、しょうがないんですね。

○委員

ほかには、いいですか。

相変わらず辞退が多いんですけれども、落札率は、大体いつもこんなもんなんだろうけれども、やっぱり難しい工事なんですかね。

○説明者

同じ時期に、やはり道路の除草工事、あるいは河川の除草工事も、事前にもう発注して



あるという状況もありました。

○委員

わかりました。そういうことなんですね。

じゃあ、この案件もこれで終わりということで、どうもありがとうございました。

○委員

ちょっと予定よりは早いんですが、8番目の案件に入りたいと思います。

道路災害防除工事ということで、×××のほうからお願いします。

○説明者

お手元の資料番号8の事案について説明させていただきます。

まず、1ページをお開き願います。審議事案説明書でございます。

入札方式は、一般競争入札、工事名は、国補道災防第×××号、県単道災防第×××号合併、道路災害防除工事です。工事種別は、土木一式工事、工事場所は、×××地内です。

位置図につきましては、17ページをお開き願います。

×××の管内図の一部でございます。赤丸で着色した位置が工事場所となります。管内の主要幹線道路は、南北方向に国道×××、東西方向に国道×××と国道×××が入っております。この国道×××は、×××を横断する重要な幹線道路であり、×××と×××を結ぶ第二次緊急輸送道路として、県地域防災計画に位置づけされております。

工事箇所は、道路のり面において地盤の風化が進み、斜面上部からの落石や土砂の崩落が続き、既設擁壁の肩まで土砂等が堆積している状態であり、災害時等における×××の拠点都市間のライフラインの確保の観点からも早急な対策が必要であります。

道路災害防除工事実施することで、危険箇所の解消を図り、交通の安全を確保するとともに、災害時におけるライフラインが確保されることにより、被災地の復興にも資することができます。

済みません、1ページにお戻りいただきたいと思っております。

工事概要でございますが、工事延長が17.5メートル、崩落土砂防止柵が17.5メートル、端末支柱・中間支柱8本、金網が87.5平米となっております。

平面図が18ページにありまして、あと工事の着手前と完成の写真が19ページのほうでございます。あわせて参考にごらんいただければと思っております。

1ページに戻っていただきまして、入札参加資格でございますが、予定価格が税込み3,221万6,400円であり、3,000万以上であることから、土木一式工事の格付がSまたはA等級であります。茨城県内において、国、地方公共団体、公団等が発注した落石防止工事を元請として施工したもののうち、ここ10カ年以内に竣工した実績があること、主任技術者または監理技術者を対象工事に専任で配置できること、地域要件として、×××管内または×××管内に主たる営業所、本店があることとしております。

入札参加資格設定の経緯及び理由につきましては、施工箇所の道路幅員が1車線の狭小区間であり、通行車両の迂回路を確保しながらの工事であるため、適切な安全管理、工程管理及び高い施工品質が求められますことから、落石防止工事の施工実績要件を求めています。参加可能業者数は21者となります。

入札の結果でございますが、2ページをごらんください。

中段の落札結果をごらんいただきたいと思っております。入札参加者は5者あり、その中の一

番少額の金額を入れた×××が落札しております。

また1ページに戻っていただきまして、契約金額は税込みで3,088万8,000円で、落札率は95.9%でございます。

3ページでは、工事起工概要書でございます。

4ページは、積算内訳書となります。

5ページから13ページまでが、入札公告書となります。

14ページが、公表した契約内容でございます。

15ページが、変更契約内容でございます。変更契約内容でございますが、工事着手に支障となった樹木の伐木除根も追加したことから、6万4,800円の増額となっております。

16ページが、工事成績評定結果でございます。評定点は77.3点でございます。

17ページは、先ほどごらんいただいた位置図です。

18ページは、工事区間平面図です。図面の下が×××方面で、上が×××方面となっております。全体計画延長が105メートル、うち今回の工事が17.5メートルでございます。

19ページが、工事着工前と完成の写真となっております。写真は、工事起点の×××のほうから×××方面に向かって撮影しております。

以上で、私からの説明は終わりにさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○委員

ありがとうございました。ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等お願いいたします。

○委員

入札参加資格の設定というところで、いろいろと参加可能業者数のことを意識されていまして、たんですけれども、この今回21者ということ、何かそのあたりで、基本的には30者というのが一応目安になってはいますが、このあたりで設定されたという経緯と申しますか、理由というのをちょっともう少し……。

○説明者

一応、一般競争入札参加資格条件設定ガイドラインというのがございまして、その標準ブロック、3,000万から2億の間での標準ブロックというのが7ブロックございます。その標準ブロックは、×××管内及び×××管内ということになってございまして、その中で、応札可能者をまず選定します。

今回のものにつきましては、21者ということでございますけれども、そのガイドラインの中で、30者に満たない場合に、災害発生時における地域の復旧活動等を担う地元産業の、地元建設業のほうの健全な育成の観点から、応札可能者数が13者以上であれば標準ブロックによる設定ができるものであるという条件がございますので、それを勘案しまして、今回は21者ということと判断しました。

○委員

大体、今回は、入札参加された業者さん5者ということ、大体このぐらいでしょう、この仕事は。

○説明者

27年度の×××管内でいいますと、36本の一般競争入札をやっているんですけども、

その平均で6者ですから、若干少ないですけども、大体平均並みという形で捉えています。

○委員

わかりました。あとは、地元の業者さんの育成という意味も含めて、そういう形でされているということですね。

○説明者

そうです。

○委員

その効果出るということですね。

○委員

ほかには。

ちなみにここって、結構、交通量やっぱあるんですか。

○説明者

交通量、通常ですと余りないんですけども、ただ、最近、×××とかの観光地に観光バスとか来る時期がありますので、そういう時期には、たまに観光バスとかが入り込む場合もありますので、今回の工事でいいますと、そういう観光シーズンを外してという時期で施工しています。

○委員

変更契約のこの根っこの除去ということで、ちなみにこれは何本ぐらいあったんですか。

○説明者

これは平米数になっておりますので、92平米追加という形になっておりますけれども、実際、その平米数の、抜根、根っこを取る作業と、その根っことか、シノがあったので、そのシノの根っこの処分費のほうで増額変更という形になっております。処分費につきましては、例えばそのシノとかですと、当初の最初の設計の段階ではどのぐらいあるかわからないので、それは当初設計には、入れていなくて、最終的には処分した数量にあわせての変更という形にしております。

○委員

表面だけではわからないということですね。

○説明者

そうですね。

○委員

現調をやってもね。

○説明者

はい。根っこも当然、地面の中なのでどうかは。

○委員

シノとか何かは、特に何かあれですか。

○説明者

そうですね。

○委員

なるほど、そういうことですか。ここって、柵と支柱の工事なんですよ。

○説明者

はい、そうです。19ページの写真を見ていただくとわかると思うんですけども。

○委員

この擁壁の部分というのは、全然いじっていないんですよね。

○説明者

いじっていないです。その後ろ側に、この支柱と柵をつくったわけです。

○委員

こういうときにも、この擁壁のほうの安全性、見た形で確認とかはされるとは思うんですけども。

○説明者

そうですね、それを確認済みの上で、これで大丈夫ということです。

○委員

これだけで大丈夫だろうという。

○説明者

はい。

○委員

はい、わかりました。

○委員

特になければ、この案件も終わりにして、どうもお疲れさまでした。

○説明者

ありがとうございました。

○委員

では、9番目の案件で、第3モータープール舗装工事ということで、×××のほうからご説明を。

○説明者

お手元の資料ナンバー9の案件、×××の第3モータープール舗装工事について説明させていただきます。

まず、1ページをお開き願います。

工事名は、県単××第×××号、第3モータープール舗装工事（3工区）でございます。

まず、工事場所につきまして、18ページをお開き願いたいと思います。

今回の工事の背景につきまして簡単に説明させていただきますと、×××で取り扱っております貨物のうち、完成自動車としましては、×××の輸入、それから×××の北米の輸出を完成自動車として取り扱っております。

近年の×××の輸入車の取り扱いの増加に伴いまして、モータープールが不足している状況がございまして、利用者からの要請によりまして、その位置図の工事箇所と示しております×××地区背後の国道×××と臨港道路に挟まれた港湾関連用地の既存のモータープールを拡張して整備することとなりまして、今回、工事を発注したところでございます。

その拡大図としまして、次ページの19ページをお開き願いたいと思います。

前のページと向きが反対となっておりますちょっと申し訳ございませんが、今回の工事箇所につきましては、図面で赤く着色している箇所、間に着色されていないところに

つきましては、既存で既にモータープールとして使っていた箇所で、舗装されていてそのまま支障なく使えるということで、区域から除外しているところでございます。

モータープールが不足しているという状況から、急いで整備を行いたく、今回の対象というか、全体としては、図面に示されたエリアが工事の対象としましたが、左側の白い着色していない部分につきましても、二つの工区に分割しまして、全体で3工区という形で発注してございます。

20ページ、次のページが着工前と完成の写真でございまして、広いところに舗装をして駐車場をとということで完成したところでございます。現在、この工事の完了に伴いまして、約3ヘクタールの区域につきまして、×××の完成自動車のモータープールとして利用しているところでございます。

1ページに戻っていただきまして、工事概要でございまして、土工が1式、側溝工が98メートル、立ち入り防護柵工149メートル、舗装工が9,060平方メートルとなっております。工期につきましては、記載がございませんが、6月9日から9月25日までということで実施してございます。

入札参加資格の関係でございまして、税込みの予定価格が8,340万8,400円ということで、1,000万以上ということでございまして、舗装工事の格付がA等級であるという条件にしてございます。また、主任技術者または監理技術者を専任で配置できること、それから地域要件としまして、地域を支える地元建設業の健全な育成の観点から、×××管内と×××管内に建設業法に基づく主たる営業所（本店）があることとしまして、23者を参加資格業者としております。また、特定建設業の許可も条件としてございます。

入札の結果でございまして、次の2ページをお開き願ひまして、中段の表の落札結果でございまして、入札参加者は11者ございましたが、3件の分割工事ということで、これが2件目の開札ということになりますので、1件目で落札しました最下段に記載してございまして×××につきましては、無効の扱いで、10者で一番少額の金額を入れました×××が落札業者となっております。

1ページに戻っていただきまして、契約金額は税込みで7,992万円でございます、落札率は95.8%でございます。

3ページが、工事起工概要書、それから4ページと5ページが積算内訳書となります。

6ページから14ページまでが、入札公告書となっております。

15ページが、公表した契約内容でございまして、16ページをお開き願ひたいと思ひますが、16ページが変更した契約内容でございまして、1,063万8,000円の増額となっております。

変更の理由につきましては、港湾利用者との協議の結果、舗装の路盤構成や厚さを薄くするもので、ここに記載してございましては減額のものですが、増額の主なものは、上の工事概要の4番目、立ち入り防護柵工が、当初149メートルのものが501メートルということで増加した関係で増額になってございまして。

次の17ページが工事成績評定結果でございまして、評定点は78.2点となっております。

以上で、私からの説明は終わりにさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○委員

ありがとうございました。では、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等よろしくお願いたします。

○委員

変更契約のほうでも立ち入り防護柵って、これ、何でこんなにふえたんですかね。

○説明者

当初、モータープールの利用者、×××側ですけれども、もともと2メートルの高さのコンクリート擁壁がありまして、それで当初は外との境界として大丈夫だろうということで考えていたんですが、協議を進めていく中で、もう少し目隠しの高さが欲しいということで、2.4メートルまでの目隠しのフェンスを実施してほしいということで、工事起工もありましたので、それにあわせて変更したというのが、防護柵工がなくなった要因でございます。

○委員

そうすると、その2メートルの擁壁の上にフェンスみたいな、メッシュみたいなものをつけた、そういうことじゃなくて。

○説明者

いえ、コンクリート壁じゃなくて、国道×××につきまして、新たに外から見えない2メートル40の高さ、プラス有刺鉄線を上に、侵入防止という観点で、その仕様で×××は整備したところでございます。

○委員

当初と相手方の要求がかわったということですか、そうすると。

○説明者

はい、打ち合わせしている中で、ほかのモータープール等とも勘案して、当初は2メートルの高さのコンクリート擁壁があって、それでもいけるかなということで協議を進めておったんですが、実施に当たって、やはりちょっともう少し高く、×××側については目隠しをしてほしいということがあったので、それにあわせて変更したところでございます。

○委員

そういうのというのは、モータープールとして使う契約を結びますよね。そういう契約金額とかそういうのには影響されるんですか、追加変更みたいな。

○説明者

使用料という形で、面積の貸し付けでいただいているので、それについては、工事費がかかったから、その分くださいという状況ではないんですが、全体的には、この3ヘクタールの部分で、常にもう×××は使っていただけるということであるので、償却は十分、収入としては担保できるものという見込んで実施してございます。

○委員

でも、1,000万ぐらい余分にかかったんですよね、結局ね。余分にかかっちゃったんですよね、結局ね。そういうものなんですか、わかりました。

○委員

今の質問との関連なんですけれども、そもそも論として、この工事をすることによって利益を受けるのは、ほぼ×××の会社だけですよ。

○説明者

はい。

○委員

となりますと、そのために県が費用を全部負担するというのは、いかがなんだろうというふうに思うんですが、それはそういう賃貸して、それでこの工事費も含めて全部回収できるという、そういう計画ということによろしいですかね。

○説明者

はい。×××がモータープールの置き場がなくて困っているとなると、そもそも輸入を×××で海外から輸入して、港を使っていたいただいている状況なものですから、港の利用にも、当然×××の取り扱いが少なくなれば影響してくるということで、総合的に勘案しても、ここを貸し付けすることで、ここ単体で見ても収支は十分満足をするし、モータープールの対象になれば、港の利用についても十分使っていたいただけるということで、今回は要望を聞いて整備したというところでございます。

○委員

使っていただく立場、何か。

○委員

ちなみに償却は20年ぐらいなんですか。

○説明者

いえ、これは、8年から9年あれば償却できると見込んでございます。

○委員

それは、工事費だけの話ですか。

○説明者

はい、今回かかった費用を単に見ればということですけども。

○委員

県の財産なんだよね。県の財産で、これを借りていただくのは確かにありがたいことだというのはわかるんですけども、何か、いろいろ何だか、わがままを言われているような気がしなくもないんですけども。

○説明者

モータープール、×××の背後に幾つかありますけれども、それと比較しても、特段今回の要求が過剰だなという状況ではなかったということなものですから、要望を聞いて実施したということもございます。

○委員

わかりました。

○委員

ちなみにこれって、3工区に分けて、3工区とも全部×××のところの部分なんですか。

○説明者

はい、全体で約3ヘクタールありまして、今回の図面で示すように、真ん中抜けて、今回の工事エリアとしては一番今回が広いんですけども、今回1.5ヘクタール、着色されていない部分も含めて1.5ヘクタールございますが、この19ページの左側の部分もやはり同じく1.6ヘクタールぐらいありますので。

○委員

そうすると、大体、今回応札された業者さんは、3工区とも全部同じような感じですかね、メンバー、顔ぶれとしてね。

○説明者

はい、そうです。

○委員

そうすると、取りおりになっているから、3者が受注したということ。

○説明者

はい。

○委員

取りおりにしたという理由というのは、取りおりの方式にしたというのは、この地元業者をなるべく数多くということ。

○説明者

じゃなくて、急いで実施したいということ、三つに分割して早くということ、利用者が、車が、なるべく早く整備してほしいと、車の置き場がないよということもあって、9月いっぱいでは何とか仕上げたいなという思いもございましたので。

○委員

取りおりにすれば、別の業者も。

○説明者

はい、それぞれが同時に入れるということで。

○委員

ほかに。なければ、これでこの件は。

○委員

10番目の案件ということで、×××排水機場ポンプ設備その2工事で、×××のほうから、どうぞ。

○説明者

まず、案件の説明に入ります前に、×××排水機場の概要につきましてご説明申し上げます。

16ページの位置図をごらんください。

この工事は、基幹水利施設ストックマネジメント事業で行っております。この事業は、地域の用水や排水機場など重要施設に対しまして、適切な時期に補修や更新を行うことによりまして、施設の長寿命化を図る事業でございます。

赤丸のところは、×××排水機場の位置でございます。黒い線が、×××と×××との境界でございます。この地域の水田では、江戸時代の×××から歴史がありまして、幾多の土地改良事業を行ってきております。現在では、地域の中央を流れる×××から三つの排水機場によってポンプ排水を行っている地域でございます。

×××排水機場は、昭和40年代に設置され、洪水時に×××の水を呼び込み、鬼怒川に向かう水路に排水するものでございます。ここには、1,600ミリメートルのポンプが3台設置されておりまして、1秒間に20立方メートルを吐き出す能力がございます。イメージとしまして、小学校のプールでございますが、1分間で約3杯分の能力があることとなります。今回の事業では、ポンプ本体は、現状のまま利用しまして、周辺機器の補修を行うも



のでございます。

17ページをごらんください。

今回の工事は、減速機と呼ぶポンプの周辺機器を補修する工事でございます。この図面は、機械の補修部分を赤で示した図面です。

18ページの写真をごらんください。

減速機というものは、高速で回転するモーターから、歯車の組み合わせによりまして、回転数を落としてポンプに必要な回転数と力を伝達するギアの役目をする機械となります。モーターとポンプは、それぞれ効率的に運転できる回転数が異なりますので、その調整をするものでございます。

補修部分は、内部の回転部分の軸受けや潤滑油のポンプ及び油冷却器などとなっております。

それでは、1ページの審議事案説明書に基づきまして説明させていただきます。

まず、入札方法ですが、一般競争入札としております。次に、工事名ですが、基幹水利施設ストックマネジメント事業、×××機場地区、×××排水機場ポンプ設備その2工事でございます。工事種別は、機械器具設置工事です。工事場所は、×××です。工事概要ですが、1号ポンプの減速機の補修1台でございます。

入札参加資格ですが、4点ほど条件を付しております。

まず、1点目が、機械器具設置工事として登録されていること、2点目が、過去10年以内に同種工事の施工実績があること、この場合の同種工事を、農業用排水ポンプの製作、据えつけ工事としております。3点目が、茨城県内で保守管理の体制が整備されていること、4点目は、配置技術者が過去10年以内に同種工事の施工実績があることとしております。

入札参加資格設定の経緯及び理由ですが、機械の製作や設置で精密な管理技術を要しますので、企業の施工実績等を要件としております。応札可能業者は13者となりますので、主管課との協議をしております。

入札参加資格確認申請者は4者でございます。契約金額が1,911万6,000円となっております。

入札の経緯及び結果としましては、入札参加者は4者となっております。落札者は、×××です。予定価格が1,878万円、最低制限価格が1,599万円、入札金額は1,770万円、落札率は94.2%となりました。

添付資料といたしまして、2ページに入札の書取書がございます。4者応札しております。

3ページが、工事概要書でございます。

4ページからが、内訳書でございます。

10ページからが、入札公告でございます。

14ページが、契約内容の公表でございます。

15ページが工事成績評定結果表で、評点は73.4点となっております。

以上で私の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員

ありがとうございました。では、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等願

いたします。

○委員

減速機の補修というのは、その部分を分解して、いろいろ新しい部品を交換するということですか、この今回の工事は。

○説明者

17ページの図面を見ていただきますと、減速機はカバーのついている機械でございます、カバーを取り外しまして、ここに図面に示す赤の部品を取りかえて、またカバーを閉めるというような工事を作業しております。

○委員

そうすると、かなり専門的な知識を持った業者さんしかないという感じですね。どうしても絞られた業者さんも少なくなっちゃうということ。

○説明者

今回、応札可能業者が13者ということでございますが、内訳としまして、ポンプの製造業者が6者、それに加えまして、ポンプを取り扱う代理店も7者、合わせまして……。

○委員

県内でもそれだけですか。

○説明者

ええ、地域要件は求めておりませんので、全国で。

○委員

全国でそれだけしかないの。

○説明者

全国でございます。

○委員

もう基本的にそこから少ないですね。これ、この部分だけ交換というのはかなり大変なんでしょうか、それとも構造的に無理。

○説明者

全く新しく交換する場合もケースとしてはございます。その場合は、今回の機器でございますと、約4,700万ほどかかります。今回は、補修だけで1,900万で仕上げしております。

○委員

約半額以下でね。そうですか。よく理解できなかった、どこをどうするのか。そうですか。

○委員

じゃあ、結果的に東京の業者の方が取られたんですね、これね。

○説明者

はい。

○委員

ちなみに、この×××というのは、ポンプ製造会社ということですか。取り扱い代理店。

○説明者

取り扱い代理店でございます。

○委員

この記載の意味なんですけれども、1 ページ目の入札参加資格設定の経緯及び理由のところの二つ目の丸なんですけれども、ポンプ設備工事においては、参加資格要件の県内実績業者30者に満たないことから、事業主管課と協議し資格要件を決定しているという、この意味なんですけれども、30者に満たないので、協議した結果として、ここに入札参加資格に書いてある参加資格としたということですか。

○説明者

そうです。協議の結果、13者としたということでございます。

○委員

13者とした。

○説明者

はい、30者に満たない入札契約の場合は、本課と契約するという事で手続を踏みまして、協議をした結果、13者ということで入札をかけております。

○委員

わかりました、済みません。

○委員

全国で見て、13者しかいなかったと、そういう意味ですか、そうすると。

○説明者

そうです。先ほどの4点の要件を満たす業者は、13者しかいないということでございます。

○委員

基本、これってメーカーがあると思うんですが、さっきのお話だと、製造業者と。これって同じメーカーの人じゃなくても大丈夫なんですかね。ほかのメーカーの人も、この資格要件のところに入ってくるんだと思うんですが。

○説明者

大抵一つのメーカーに対しまして、一つの代理店があるというような状況になって。

○委員

それを取りかえるときに、そのメーカーの方じゃなくてもできると。

○説明者

取り扱う工事はできると思います。

○委員

そうなんですか。茨城県内での実績に限っては一応いるんですけども、これほぼ同じなんです、そうするとね。県内の実績がほかに広げようが、大体、この今回競合された13者ぐらいまでに広がらないと。

○説明者

はい。

○委員

あと、公告自体は、公告そのもの自体は、結構スタンダードなものなんです。メーカーって何社ぐらい、6社ぐらいあると言っていましたっけ、ポンプ製造会社さん。

○説明者

はい。

○委員

メーカーさんによって仕様が違うとか、そういうことは余りないものなんですか、この手のもの。

○説明者

やはり仕様が異なってまいりますね。

○委員

それでも大丈夫なんですか。

○説明者

はい、要は、設計条件がございまして、吐き出す水量が幾らとか、汲み上げる高さが何メートルとかという条件を付して、この仕様でつくってくださいということで、新品の場合は注文しますので、それぞれのメーカーが独自でポンプをつくるという形になっています。

○委員

ちょっと考えると、もしメーカーさんの独自の手法があると、そのメーカーさんじゃないと、ちょっと解体とか掃除とか何かにしても難しいのかなと素人だと思っちゃうんですけども、そういうものでもないんですか。

○説明者

ええ、今回のような補修工事の場合は、幾つか扱える代理店がありますので、そこは競争性は保たれると考えています。

○委員

特にあとは。

なければ、この案件も終わりにしたいと思います。どうもお疲れさまでした。